

大口町告示第33号

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この事業の対象者は」の次に「、当該年度の4月1日において」を加え、「前年度の町民税」を「前年度の市町村民税算入に係る」に、「前年の町民税」を「前年度の市町村民税」に改め、「非課税のもの」の次に「若しくは市町村民税が課税されている者のうち、大口町内に所有する土地等を収用等により譲渡し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項の規定の適用により市町村民税所得割が課税されていないもの」を加える。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の大口町外出支援サービス事業実施要綱の規定は、平成31年度以後の事業について適用する。